

被扶養者認定に必要な提出書類一覧表

扶養申請者の状況等	証明書類等	発行元	備考	
全員	個人番号(マイナンバー)	市区町村等	・初めての扶養認定申請の場合は事業主の指示に従って個人番号(マイナンバー)を届け出てください。 ・過去に被扶養者として認定されたことがあり、マイナンバーを健保へ届出済みの場合は提出不要ですが、紛失等により番号を変更している場合は届け出をお願いします。	
	住民票(世帯全員 続柄記載のもの) <small>被保険者が世帯主の場合 マイナンバーで省略可</small>		・被保険者との身分関係(続柄)確認、日本国内に住所があることの確認のため必要です。 ・被保険者が世帯主の場合は、被扶養者のマイナンバー届出で住民票の添付を省略できます。健保組合がマイナンバーを活用した情報連携により被保険者との身分関係を確認します。 ・新生児も原則は認定申請時にマイナンバー届出が必要ですが、マイナンバー届出に時間がかかる場合は、被保険者との関係が確認できる出生証明書(写)、母子手帳(写)でも可とします。後日要届出。 ・別居(住民票別世帯)の場合、住民票では被保険者との身分関係が確認できないため、戸籍謄本又は抄本の添付が必要となります。マイナンバー提出でも省略できません。	
	戸籍謄本または戸籍抄本(別居・住民票別世帯の場合のみ)			
	(新生児を除く) 資格喪失証明書 ★	加入していた健康保険組合等	・加入していた保険が国民健康保険の場合は不要です。国民健康保険は当健保の認定を受けた後に市町村役所で資格喪失の手続きを。 ・離職を理由とする申請の場合は、離職票または退職証明書があれば省略可。離職後に任意継続被保険者となっている場合は、任職の資格喪失証明書を提出。	
(中学生以下を除く) 被扶養者状況届		—	・認定申請対象者の現在の状況について、事実を記入してください。	
学生	在学証明書 または 学生証(写)	学校等	・全日制以外の学校の場合は、所得証明書の提出も必要です。	
勤労収入 (パート・アルバイト等)	所得証明書 <small>マイナンバーで省略可</small>	市区町村等	・就労状態証明書等で現在の収入により審査します。	
	就労状態証明書 または直近の給与明細(写)3か月分	勤務先	・今後の年収が130万円(60歳以上は180万円)未満であること。	
年金収入	所得証明書 <small>マイナンバーで省略可</small>	市区町村等	・遺族年金・障害年金等の所得税法上非課税のものや生命保険の個人年金等も収入となります。	
	直近の年金改定通知書(写)または振込通知書(写)	日本年金機構等	・受給しているすべての年金の通知書等を提出。源泉徴収票は不可(直近の証明にならないため)。	
自営業	所得証明書 <small>マイナンバーで省略可</small>	市区町村等	・所得税法上の「所得」での判断ではなく、「収入」で可否決定を行います。	
不動産収入	確定申告書(写) 収支内訳書(写)		・自営業を廃業した場合は、「廃業届」を提出。	
無職無収入	所得証明書(非課税証明書) <small>マイナンバーで省略可</small>	市区町村等	・扶養するに至った経緯を状況届に詳細に記入し、現在の収入の証明(所得証明書等)を提出。	
16歳以上 離職に伴う申請の場合 雇用保険の状況	雇用保険の受給に関わらず	所得証明書 <small>マイナンバーで省略可</small>	・前年の所得が記載されるが、給与以外の収入がないかの確認のため、雇用保険の書類に加えて要提出。	
	受給する意思がある	離職票1.2(写) または 退職証明書 ★	・雇用保険を受給しない者および受給する場合における待期間・給付制限期間・給付日額3,611円以下の受給者は認定可。給付日額3,612円以上の受給者は認定不可のため、受給開始から5日以内に扶養削除の手続きを。	
	受給しない	離職票1.2(写) ★	・雇用保険を受給する者は、ハローワークでの手続き後、雇用保険受給資格者証(写)両面を提出のこと。	
	受給資格がない	雇用保険未加入が証明できるもの	・退職証明書等で雇用保険未加入が判断できない場合は、源泉徴収票や給与明細など、雇用保険料が控除されていないことがわかるものを提出。	
	受給終了	雇用保険受給資格者証(写)両面	・「支給終了」の印字があるもの。	
	受給期間延長	離職票1.2(写) または 退職証明書 雇用保険受給期間延長通知書(写)	ハローワーク	・受給期間延長予定の場合は、離職票1.2(写)または退職証明書で認定。手続き終了後、速やかに受給期間延長通知書(写)を提出。働ける状態となって、雇用保険を受給したら5日以内に扶養削除の手続きを。
	公務員の場合	辞令(写)	退職先	・公務員は原則的に雇用保険は適用除外のため辞令(写)を提出。
* 複数の収入がある場合(年金とパート収入等)には、すべての証明書類を提出				
別居の場合	* 上記書類に加え、送金の事実が確認できるものを、直近3か月分提出(単身赴任および子の就学のための別居は送金証明は不要)。手渡しは不可。			
	送金方法	銀行・郵便局からの振込 → 振込み依頼書(控)、または振込みが確認できる通帳(写)		
		現金書留 → 封筒(写)と領収書		
通帳による入金 → それぞれの通帳の(写)(通帳は表紙と送金・入金がかかる部分をコピー。該当箇所以外はマジック等で塗りつぶしてください)				

マイナンバーで省略可

異動届提出時にマイナンバーを届出、または過去に当健保組合の被扶養者だったことがあり、当健保組合にマイナンバーを届出済みの場合は住民票・所得証明書の添付は省略可です。健保組合がマイナンバーを活用した情報連携により証明書類を取得しますが、取得・確認ができなかった場合には、後日、書類の提出を依頼することがあります。住民票については、健保組合が情報連携で確認できる事項は認定対象者の世帯主に対する続柄であるため、被保険者が世帯主ではない場合は住民票の提出をお願いします。

★ 前勤務先から資格喪失証明書、離職票の交付を受けられない時間がかかる場合は、被扶養者異動届、被扶養者状況届とマイナンバーを提出し健保組合へご相談下さい。

* 上記以外にも状況に応じて、書類の提出を求めることがあります。